

令和7年9月17日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

# 児童相談所一時保護所職員による 入所中の児童に対する盗撮事件について

# 1 事件の概要

本市の児童相談所一時保護所において、こども青少年局の会計年度任用職員（夜間指導員※20代男性）（以下「加害職員」という。）が一時保護中の児童（以下「被害児童」という。）の臀部を盗撮する事件が発生しました。

※週に1～2日程度、夜間から翌朝にかけて入所児童の食事や着替えなどの日常生活のサポートを行う会計年度任用職員

令和7年6月に、被害児童（10代男児）本人から、加害職員とは別の職員へ相談があり、事件が発覚しました。当該児童相談所から警察へ通報のうえ、加害職員に聴き取りしたところ、同月に就寝中の被害児童の臀部をスマートフォン（以下「スマホ」という。）で撮影したことを認めました。

その後、警察による事情聴取などの捜査を経て、加害職員は「性的姿態撮影処罰法違反」、「不同意わいせつ」、「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」の罪名で検察官送致されました。

## 2 事件に関する主な対応経過

令和7年6月	事件発生
事件から4日後	被害児童から加害職員とは別の職員に対し、加害職員が宿直勤務の時に被害児童の居室に入り、臀部を撮影され、怖い思いをしたと開示
事件から5日後	児童相談所から警察へ被措置児童等虐待の疑いについて通報
事件から11日後	被害児童からの聴き取りを司法面接(警察・検察・児童相談所による三機関協同面接)として実施
事件から13日後	加害職員出勤時に警察から加害職員へ事情聴取の結果、加害職員から「夜間に被害児童の写真を撮った」と開示
事件から14日後	本市から加害職員への聴き取り
6月下旬 ～7月上旬	本市から当該一時保護所に入所中の男子ブロック児童への聴き取り
7月9日(水) ～11日(金)	本市から当該一時保護所男子ブロック勤務職員への聴き取り
7月25日(金)	本市から加害職員への聴き取り
8月28日(木)	記者発表
9月中に実施	児童相談所全職員への緊急コンプライアンスチェック 本市から当該一時保護所を退所した男子ブロック児童への聴き取り

### 3 再発防止に関する主な対応経過

本件の重大性を鑑み、部長級・課長級の職員で構成する「再発防止策内部検討委員会」を設置し課題の整理等を行った上で、現在、児童福祉や心理学の学識経験者、医師、弁護士等の外部有識者で構成される「児童福祉審議会児童部会」を第三者委員会として位置づけ、ご意見を伺いながら再発防止策の検討を進めています。

7月2日(水) 第1回再発防止策内部検討委員会(事件の概要説明)

7月24日(木) 第1回児童福祉審議会児童部会(事件の概要説明)

8月14日(木) 第2回再発防止策内部検討委員会(再発防止策の検討)

8月28日(木) 第2回児童福祉審議会児童部会(再発防止策の検討)

#### <参考>

令和7年7月11日付通知で、一時保護所内でのスマートフォン等の使用について、児童が生活する場所には持ち込まないことをルールとして改めて職員へ周知徹底しています。

【参考】第35期横浜市児童福祉審議会 児童部会委員（本件について審議）

(50音順・敬称略)

氏名	現職名
小木曾 宏	東京経営短期大学こども教育学科 特任教授
滝谷 昌史	関東学院大学社会学部 教授
橋本 陽子	神奈川県弁護士会所属 弁護士
廣内 千晶	横浜市立大学附属市民総合医療センター 精神医療センター 助教
森山 直人	東京経営短期大学 非常勤講師

「横浜市児童福祉審議会」は、児童福祉法及び地方自治法施行令に基づき、横浜市の児童福祉に関する事項を調査審議する附属機関として設置しています。児童部会では、児童相談所の措置等にあたっての意見聴取、被措置児童等虐待の報告、その他児童の援助に関することを審議します。

## 4 一時保護所におけるこれまでの取組及び振り返り

### (1) 加害行為を起こさない仕組みと体制づくり

#### <これまでの取組>

- ① 私用スマホの持ち込みや使用禁止について口頭で各職員に伝えていた。
- ② 防犯カメラを新設の一時保護所の共用部分に設置している。
- ③ 令和5年度から4所の児童相談所で、一時保護所の係長を2名体制に強化し、令和6年度に「横浜市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例」を制定し、これまで以上に子どもの意見や意向を尊重した取組を進めている。

#### <振り返り>

- ① 夜間巡回時や児童の居室に入る際のルールが特に無く、私用スマホの持ち込み禁止についても明文化しておらず、夜間指導員を含む全ての職員に確実に伝わっていない。加害職員は私用スマホの持ち込み禁止ルールを認識していなかった。
- ② 防犯カメラ設置により事件発生の抑止力となることが期待できるが、全ての一時保護所には設置していない。
- ③ 一時保護所において、夜間は正規職員及び夜間指導員計2名のみの体制であるため、相互の職員の詳しい動きを把握しづらい状況にある。

## 4 一時保護所におけるこれまでの取組及び振り返り

### (2)夜間指導員の採用、育成指導に関するここと

<これまでの取組>

- ① 夜間指導員は、週1～2回の勤務で、採用にあたり資格や経験等を求めていない。その多くは学生が担っている。

採用にあたり、履歴書・作文による書類選考及び複数の面接官による面接を実施している。

- ② 夜間指導員の採用後の勤務初日に30分程度の研修を行い、以降はOJTを実施している。
- ③ 全職員に対し、人権チェックシート(年1回)及びコンプライアンスチェックシート(年2回)の配布により児童への体罰・セクハラ・パワハラ、児童との私的なやり取りの有無等について確認している。
- ④ 一時保護所運営マニュアルは4所の児童相談所統一のものを利用しているが、夜間指導員向けのマニュアルは各所で独自に作成して研修及びOJTを実施している。
- ⑤ 職員向け研修やマニュアル内では、同性介助の原則の徹底を図っていた。

## 4 一時保護所におけるこれまでの取組及び振り返り

### (2)夜間指導員の採用、育成指導に関すること

<振り返り>

- ① 夜間の勤務であることや職務の性格から、常時、欠員が発生している。  
応募者は必ずしも児童福祉について十分理解があるとは限らない。
- ② 正規職員や日中勤務の会計年度任用職員には、こどもとの距離感や施設内虐待防止、権利擁護などの研修を実施していたが、勤務時間帯や勤務日数が限られている夜間指導員には、実施していなかった。
- ③ 児童とのSNS利用や私的な連絡等の禁止等についてはコンプライアンスチェックシート等の確認項目としていたが、私用スマホの持ち込みや撮影の禁止については確認項目としていなかった。加害職員は、「自分には関係ない」という認識で自分ごととして捉えていなかった。
- ④ 夜間指導員向けの4所の一時保護所統一のマニュアルが無く、伝える内容が各所で異なる。正規職員と夜間指導員の組み合わせは固定されていないため、正規職員からの指導に差がある。  
また、夜間指導員の業務の理解度を確認する仕組みが無かった。
- ⑤ 同性同士の関わり方の留意点について、明文化していなかった。

## 4 一時保護所におけるこれまでの取組及び振り返り

### (3) こどもが相談しやすい環境づくり

#### <これまでの取組>

意見箱、児童福祉司や児童心理司による定期的な面談、アドボケイト(弁護士)への相談、第三者委員への相談、一時保護所退所時アンケート、一時保護所外部評価委員会など、子どもの意見表明に関する取組を実施している。

#### <振り返り>

様々な相談窓口について入所時に子どもに説明しているが、分かりにくく十分に理解できていない子どももいる。また、入所の背景等により自ら発信することが困難な子どももいる。こうした前提を踏まえ、更に子どもが相談しやすい工夫が必要とされている。

子どもの意見表明に関する様々な取組があるが、本事件発生から被害児童の開示までに4日かかった。この間、担当児童福祉司等による面接が2回あったが被害児童からの開示は無かった。

## 5 再発防止に向けた今後の取組の方向性(案)

### (1)加害行為を起こさない仕組みと体制づくり

- ・児童居室内への私用スマホの持ち込み禁止について明文化【7月実施済】
- ・廊下など共用部分への防犯カメラ設置の推進
- ・一時保護所の勤務体制のあり方の検討

### (2)夜間指導員の採用、育成指導に関すること

- ・募集要項や採用条件に、本市の姿勢として「児童福祉に反するような事案を起こしたことが無い、今後も起こさない」旨を明確化
- ・夜間指導員への研修時間を確保するとともに、全職員に対し「自分ごと」として捉えられるように、不適切行為の具体例や処分事例を盛り込んだ研修を定期的に実施
- ・夜間指導員マニュアルの共通化  
こどもとの距離感、子どもの特性や傷つきに関する内容など夜間指導員の業務理解度をチェックリスト化し、責任職が夜間指導員の業務理解の到達度を確認
- ・同性同士の性加害が起こり得ることを前提としたマニュアルの改訂

## 5 再発防止に向けた今後の取組の方向性(案)

### (3) こどもが相談しやすい環境づくり

- ・ こどもが相談する際の方法や窓口について、入所のしおりに掲載するとともに、一時保護所内に分かりやすく掲示
- ・ こどもの意見を受け止める職員のスキルの向上(例:傾聴スキル、こどもの気持ちやペースに寄り添う姿勢)

## 6 今後の予定

- 10月上旬 第3回再発防止策内部検討委員会において、再発防止策にかかる意見聴取
- 10月23日(木) 第3回児童福祉審議会児童部会において、再発防止策にかかる答申
- 12月 再発防止検討報告書の取りまとめ  
令和7年第4回市会定例会において、再発防止検討報告書の報告、公表

【参考】令和7年7月及び8月開催 児童部会での主な意見概要

○夜間指導員に関すること

- ・募集、採用時に夜間指導員に期待する内容や業務を整理すること
- ・募集、採用時の条件設定を検討すること(例:児童福祉に反するような事案を起こしたことが無い、今後も起こさないことを明示)
- ・夜間指導員への研修時間や研修内容の充実について検討すること

○一時保護所内のルールや仕組みに関すること

- ・職員の私用スマホ持ち込み禁止などルールの明文化を行うこと
- ・加害を起こさない、起こしにくい環境づくりについて検討すること(防犯カメラ設置、夜間巡回時の新たなルール設定など)
- ・日中より人員が少ない夜間帯に、正規職員1名と非常勤職員1名の配置であることには疑問がある。人員体制について検討を行うこと

○一時保護所入所中の児童に関すること

- ・児童への教育について十分に検討すること(例:何かあったら躊躇せずに悲鳴を上げてよい、周りに助けを求めてよい)